

神戸市担い手農家等認定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、農業に対し積極的な意欲をもつ農業者等を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画及び同法第14条の4第1項に基づく青年等就農計画の認定を行うことによって、優れた技術力と経営力を有する市域農業の担い手農家等を育成、及び新規就農者の経営を支援することを目的とする。

第2章 農業者等の定義

(定義)

第2条 この要綱において農業者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業委員会が備える農地基本台帳に登録されており、農業に従事し、又は従事する予定の者
- (2) 園芸、畜産等集約的経営を営む者
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）により規定された農事組合法人、農地法（昭和27年法律第229号）により規定された農地所有適格法人、基盤強化促進法で規定された農用地利用改善団体及びその他特に市長が認める団体（市長が定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、営農計画が明確かつ適切であり、その経営に必要な農地及び労力を確保できる見込みがあるなど、農業委員会が適当と認める者
- (5) 基盤強化促進法の規定により農地の利用権の設定を受けた者又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律101号）の規定により農地中間管理機構から農地を借り受けた者

第3章 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定

(認定)

第3条 市長は、農業経営改善計画の認定申請（様式第1号）又は青年等就農計画の認定申請（様式第1号-2）があったときは、別表第1に掲げる者に対して意見照会し、回答内容を参考として、認定の可否を決定するものとする。なお、意見照会は、農業経営改善計画の認定申請（ただし、認定期間を空けることなく計画を更新する場合及び認定期間内に計画を変更する場合を除く）及び青年等就農計画の認定申請に関して意見書（様式第6号）により行う。

2 市長は、認定したときは、農業経営改善計画認定通知書（様式第2号）又は青年等就農計画認定通知書（様式第2号-2）により申請者に通知し、認定農業者台帳（様式第4号）又は認定就農者台帳（様式第4号-2）に登載する。

3 市長は、認定しないときは、農業経営改善計画不認定通知書（様式第3号）又は青年等就農計画不認定通知書（様式第3号-2）により申請者に通知する。

(認定基準)

第4条 農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) その農業経営改善計画又は青年等就農計画が基本構想に照らし適切なものであること
- (2) その農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成される見込みが確実であること
- (3) その農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

(変更認定)

第5条 基盤強化促進法第13条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の5第1項に規定する青年等就農計画の変更の認定については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(認定取消)

第6条 基盤強化促進法第13条第2項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の5第2項に規定する青年等就農計画の認定の取消については、次の各号に定める場合に取消を行う。

- (1) 認定を受けた者が第4条に規定する認定基準を満たさなくなり、市の指導にもかかわらず農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていない場合
- (2) 認定を受けた者が、自ら農業経営改善計画認定取消申出書(様式第5号)又は青年等就農計画認定取消申出書(様式第5号-2)を市長に提出した場合
- (3) 認定を受けた者が死亡した場合
- (4) 認定就農計画の認定を受けた者が、農業経営改善計画の認定を受けた場合

2 前項第1号に基づき取消を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定によるものとする。

3 市長は、第1項の定めるところにより取消を行った場合、認定農業者台帳又は認定就農者台帳に取消年月日及び取消し事由を記入する。

(認定の有効期間)

第7条 第3条及び第5条の認定の有効期間は、第3条の認定をした日から起算して5年とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年10月20日から施行する。

(神戸市中核農家登録制度実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 神戸市中核農家登録制度実施要綱(平成元年9月1日農政局長決定。以下「旧中核農家登録要綱」という。)
- (2) 神戸市農業経営改善計画認定要綱(平成7年4月1日農政局長決定。以下「旧農業経営改善計画認定要綱」という。)

(経過措置に関する規定)

この要綱の施行の際現に旧中核農家登録要綱及び旧農業経営改善計画認定要綱の規定により登録認定又は農業経営改善計画の認定を受けている者は、この要綱に基づき認定を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

兵庫県神戸県民センター神戸農業改良普及センター所長

神戸市農業委員会会長代理（農政）

兵庫六甲農業協同組合北営農総合センターセンター長

兵庫六甲農業協同組合西営農総合センターセンター長